施術者及び施術団体 各位

静岡県後期高齢者医療広域連合事務局長 (公印省略)

はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る 療養費の改定について (お知らせ)

平素より、静岡県後期高齢者医療広域連合の運営につきまして、格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費について、厚生労働省通知「令和 2 年 11 月 25 日付け保発 1125 第 6 号」により、改定される旨の通知がありましたので、お知らせ申し上げます。

記

1 改定の要旨

(1) 施術料等の改定

①あん摩・マッサージ

	現行	増減額	改定後
マッサージ(1 局所)	340 円	+10 円	350 円
変形徒手矯正術(1 肢)	790 円		450 円

- ※変形徒手矯正術は、マッサージと併施した場合、1肢ごと加算。
- ※変形徒手矯正術と温罨法との併施は認められない。

②はり・きゅう

	現行	増減額	改定後
初検料(1術)	1,710円	+60 円	1, 770 円
初検料(2術)	1,760円	+90 円	1,850円
施術料(1術)	1,540円	+10 円	1, 550 円
施術料 (2 術)	1,590円	+20 円	1,610円

③あん摩・マッサージ、はり・きゅう共通

	現行	増減額	改定後
往療料 (4km 超)	2,700円	-150 円	2, 550 円
施術報告書交付料	300 円	+160 円	460 円

(2) 様式等の改定

- ①療養費支給申請書(あん摩・マッサージ用)
- ・上記(1)①に伴う施術内容欄の変更。
- ※しばらくの間は、従来の様式を取り繕って使用しても差支えない。

②施術報告書

・「施術の頻度」欄の追加。

2 適用開始年月日

令和2年12月1日施術分から

3 参照

厚生労働省 療養費の改定等について

https://www.mhlw.go.jp/bunya/iryouhoken/iryouhoken13/01.html

静岡県後期高齢者医療広域連合 第2医療給付室

TEL 054-270-5530